

令和 8 年 9 月 26 日

被災された加入者（ご本人・ご家族）の皆様へ

勝又健康保険組合

令和 8 年台風第 25 号及び令和 8 年 8 月 13 日からの大雨による 災害救助法適用に伴う健康保険の取扱いについて

このたびの災害により被災された加入者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に加え、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害についても災害救助法の適用地域が追加されたことを受け、対象地域において被災された加入者の皆様に、医療機関等の窓口で支払う一部負担金の免除等を行います。免除等には所定の手続きが必要となりますので、別添をご確認ください。ご不明な点は、各事業所の人事担当者または当健康保険組合までお申し出ください。

記

1. 対象となる方

災害救助法の適用地域にお住まいで、今回の災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水
- ・被保険者が重篤な傷病を負った
- ・被保険者の行方が不明になった

2. 災害救助法の適用地域

適用地域および適用日については、別添の内閣府資料をご確認ください。

【参考】内閣府「令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について」

<https://www.bousai.go.jp/pdf/260921.pdf>

3. 措置内容

(1) 医療機関等の窓口における一部負担金の免除期間：令和 8 年 9 月 20 日～令和 8 年 12 月 31 日

※8 月 13 日からの大雨に係る免除期間は、令和 8 年 8 月 13 日～令和 8 年 ~~11 月 30 日~~

12 月 31 日に延長

※すでに一部負担金をお支払いの場合は、後日、精算できる場合があります。

(2) マイナ保険証等を提示できない場合の受診

マイナ保険証等を紛失した場合など、医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示できない場合でも、氏名、生年月日および事業所名等を申し立てることにより、受診が可能です。

4. 免除の対象とならないもの

次の費用は、一部負担金免除の対象外です。

- ・入院時食事療養費
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等による施術に係る費用

以上

参照：内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html